

えりも町地域防災計画 修正概要

現行のえりも町地域防災計画（以下、「町計画」という）が改定された平成 26 年 3 月以降、災害対策基本法をはじめとする関連法令や、国の防災基本計画、北海道地域防災計画の改定が行われてきた。さらに、全国各地で地震や風水害等による大規模な被災に基づく教訓について、先に挙げた法令や国・道計画の更新のほか、各種施策にも反映されており、こうした状況を町計画においても踏まえることが求められる。

本資料では、町計画が踏まえなければならない現行計画以降の法令や国・道の計画・施策をもとに町地域防災計画の改定方針を整理する。

（１）現行町計画の課題と改定方針

表 1 えりも町地域防災計画の現行計画の課題と改定方針

項目	課題	改定方針
関連法、上位計画等	<ul style="list-style-type: none"> 現行のえりも町地域防災計画は平成 26 年度に改定したものであるため、それ以降に改定した防災基本計画、北海道地域防災計画等上位計画の内容を十分に反映できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法をはじめとした災害関連法、令和 5 年 5 月に改定した防災基本計画及び令和 5 年 1 月に改定した北海道地域防災計画の改定内容を適切に反映する。
避難情報・気象情報の修正	<ul style="list-style-type: none"> 令和 3 年 5 月に修正の避難情報の名称、それに伴う発令時期の変更を修正する必要がある。 気象庁キキクルなど、情報の伝達に関する内容を反映する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府「避難情報に関するガイドライン（令和 3 年 5 月）」、北海道「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」、えりも町「避難指示等の判断・伝達マニュアル（津波災害編）（令和 3 年 5 月）」をもとに修正する。
災害対策本部体制の修正	<ul style="list-style-type: none"> 前回改定以降の組織改正が反映できていない。 令和元年度作成の職員初動マニュアルの内容が反映できていない 	<ul style="list-style-type: none"> 組織改正を反映するとともに、災害対策本部体制、事務分掌について検討する。
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更を踏まえた修正	<ul style="list-style-type: none"> 令和 4 年 9 月に変更された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の内容を反映する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 最新の国、道の体制を踏まえ、町の対応や作成中の緊急事業計画の内容を反する。
経年変化等の反映	<ul style="list-style-type: none"> 人口等の時点修正や体制、最新の防災設備等が反映されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 人口等の時点修正や、最新の体制及び事務分掌の反映、防災設備や現行計画以降に締結した協定等を反する。
計画の構成等	<ul style="list-style-type: none"> 前回改定が平成 26 年 3 月であり、改定から約 10 年が経過している。 最新の防災体制を反映するためにも、全体的な見直しが必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 道計画の内容を基本的に踏襲し、町の最新の体制を反する。

(2) 上位計画の修正の概要

① 平成 26 年度以降の防災基本計画の修正概要

表 2 防災基本計画（平成 26 年 11 月）の主な改定内容

改定内容	町計画への反映箇所
○緊急通行車両の通行を確保するため必要がある場合における道路管理者による放置車両等の異動等	風) P163 第 5 章第 13 節 交通 応急対策計画 第 4 5 放 置車両対策
○都道府県公安委員会による道路管理者に対する放置車両等の要請	
○大雪についての警報等の情報伝達手段の多重化・多様化、雪害対応の経験が豊富な地方公共団体との相互応援協定の締結等	風) P77 第 4 章第 8 節第 2 町、道及び防災関係機関 2

※町地域防災計画に関連のある項目を記載

※地震・津波対策編は、風水害等対策編を基本的に準用のため、特に記載のある項目のみ反映箇所を示している

出典：防災基本計画修正（平成 26 年 11 月）の概要をもとに作成

表 3 防災基本計画（平成 27 年 7 月）の主な改定内容

項目	改定内容	町計画への反映箇所
(1) 土砂災害への対策の強化	①土砂災害警戒情報の活用 ○土砂災害警戒情報、これを補足する情報(メッシュ情報)等を活用した避難勧告の発令範囲の設定等	風) P44 第 3 章第 2 節第 2 6 土砂災害警戒情報 ※土砂災害判定メッシュ情報は令和 4 年 6 月 22 日に提供終了のため反映 無し
	③避難準備情報の活用 ○避難準備情報の発令による自主的な避難の促進等	風) P74 第 4 章第 7 節第 2 3 要配慮者に対する避難 誘導體制
	④適時適切な避難行動等 ○災害に適した指定緊急避難場所へ避難すべきことを 周知等	風) P63 第 4 章第 6 節第 3 指定緊急避難場所の確保等

※町地域防災計画に関連のある項目を記載

※地震・津波対策編は、風水害等対策編を基本的に準用のため、特に記載のある項目のみ反映箇所を示している

出典：防災基本計画修正（平成 27 年 7 月）の概要をもとに作成

表 4 防災基本計画（平成 28 年 2 月）の主な改定内容

項目	改定内容	町計画への反映箇所
(1) 水防法・下水道法等の改正	①水防法 ○洪水・内水・高潮について、最大規模を想定した浸水想定区域の指定、想定水深及び浸水継続時間等の公表、通知	風) P82 第 4 章第 11 節第 2 予防対策 2 町
	②その他（避難勧告ガイドライン） ○高潮災害に対する具体的な避難勧告等の発令基準及び発令範囲の設定 等	風) P96 第 4 章第 15 節第 2 予防対策 3 町
(2) 廃棄物処理法・災対法の改正	①廃棄物処理法 ○仮置場の確保等の地方公共団体における災害廃棄物処理計画に定めるべき事項 ○災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制の確保及び民間連携の促進	風) P203 第 5 章第 30 節 廃棄物等処理計画

※町地域防災計画に関連のある項目を記載

※地震・津波対策編は、風水害等対策編を基本的に準用のため、特に記載のある項目のみ反映箇所を示している

出典：防災基本計画修正（平成 28 年 2 月）の概要をもとに作成

表5 防災基本計画（平成28年5月）の主な改定内容

項目	改定内容	町計画への反映箇所
(1) 水害に強い地域づくり	○地域の水害リスクに向き合い、被害軽減の契機となる分かりやすい水害リスクの開示 ○平時から住民の防災意識向上を図り、地域コミュニケーションを踏まえた地区内の防災活動の推進	風) P49 第4章第1節第1 1 防災関係機関全般
(2) 実効性のある避難計画の策定	○避難誘導等警戒避難体制の計画に際し、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等の複合的な災害の発生を考慮	風) P61 第4章第6節第1 避難誘導体制の構築
	○必要に応じて、近隣市町村における指定緊急避難場所の指定等	風) P63 第4章第6節第3 指定緊急避難場所の確保等
(3) 適切な避難行動を促す情報伝達	○「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動の促し	風) P126 第5章第4節第4 1 避難誘導
	○Lアラート等の多様な手段を複合的に活用した避難勧告等の伝達	風) P122 第5章第4節第3 避難指示等の周知
	○日本工業規格に基づく図記号を使用した分かりやすい避難場所等の表示等	風) P61 第4章第6節第1 避難誘導体制の構築 2
(4) 被災生活の環境整備	○マニュアル、訓練等を通じた避難所の運営管理に必要な知識の普及 ○住民の主体的な運営を可能とするための配慮及びNPO等外部支援者の活用	風) P129 第5章第4節第10 指定避難所の運営管理等 1
(5) ボランティアとの連携・協働	○社会福祉協議会、NPO等のボランティア団体等との情報共有する場を設置し、連携のとれた支援活動を展開	風) P57 第4章第4節第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

※町地域防災計画に関連のある項目を記載

※地震・津波対策編は、風水害等対策編を基本的に準用のため、特に記載のある項目のみ反映箇所を示している

出典：防災基本計画修正（平成28年5月）の概要をもとに作成

表6 防災基本計画（平成29年4月）の主な改定内容

項目	改定内容	町計画への反映箇所
(1) 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討WG報告等を踏まえた修正	①被災者の生活環境の改善 ○避難行動要支援者名簿情報の適切な管理	風) P68 第4章第7節第2 安全対策
	○避難所運営にあたり専門家等との定期的な情報交換	風) P130 第5章第4節第10 指定避難所の運営管理等 5
	②応急的な住まいの確保や生活復興支援 ○住家被害認定調査に関する体制の強化 ○罹災証明書の交付等を支援するシステムの活用検討	風) P256 第7章第2節第1 罹災証明書の交付
	③物資輸送の円滑化 ○輸送拠点として活用可能な民間事業者施設の把握	風) P56 第4章第4節第1 基本的な考え方
	④自助・共助の推進 ○生活再建に向けた事前の保険・共済等の普及啓発・加入促進	風) P10 第1章第7節第1 1 平常時の備え
(2) 平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）等を踏まえた修正	⑤広域大規模災害を想定した備え ○庁舎・避難所等の耐震化等による安全性の確保	地) P14 第2章第2節第2 建築物の安全化 2
	○避難勧告等の対象者の明確化、わかりやすい避難行動の伝達	風) P122 第5章第4節第3 避難指示等の周知
	○要配慮者利用施設の非常災害に関する具体的計画の作成	風) P67 第4章第6節第6 防災上重要な施設の管理等
(3) その他最近の施策の進	○災害時の優先業務の絞り込み、全庁をあげた体制の構築	風) P104 第4章第19節業務継続計画の策定
	○港湾管理者及び漁港管理者による緊急通行車両の通行確保	風) P163 第5章第13節第4 5 放置車両対策

項目	改定内容	町計画への反映箇所
展等を踏まえた所要の修正	○企業における緊急地震速報受信装置の活用	地) P3 第1章第4節第3 2 事業者の責務

※町地域防災計画に関連のある項目を記載

※地震・津波対策編は、風水害等対策編を基本的に準用のため、特に記載のある項目のみ反映箇所を示している

出典：防災基本計画修正（平成29年4月）の概要をもとに作成

表7 防災基本計画（平成30年6月）の主な改定内容

項目	改定内容	町計画への反映箇所
(1) 関係法令の改正を踏まえた修正	①「逃げ遅れゼロ」の実現（水防法等） ○要配慮者利用施設管理者等による避難確保計画作成及び避難訓練実施の義務化	風) P82 第4章第11節第2 予防対策 2 町
(2) 最近の災害対応の教訓を踏まえた修正	①平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた修正 ○洪水予報河川・水位周知河川以外の河川に係る、市町村による避難勧告の発令基準の設定	風) P124 第5章第4節第3 3 避難指示等の発令基準

※町地域防災計画に関連のある項目を記載

※地震・津波対策編は、風水害等対策編を基本的に準用のため、特に記載のある項目のみ反映箇所を示している

出典：防災基本計画修正（平成30年6月）の概要をもとに作成

表8 防災基本計画（令和元年5月）の主な改定内容

項目	改定内容	町計画への反映箇所
(1) 平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正	○「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知	風) P2 第1章第3節 計画推進に当たっての基本となる事項 3
	○住民の避難行動等を支援する防災情報の提供	風) P116 第5章第3節第1 災害広報及び情報等の提供の方法
(2) 昨年発生した災害への対応の教訓を踏まえた修正	○液状化ハザードマップの作成・公表	地) P35 第2章第13節第5 がけ地に近接する建築物の防災対策
(3) その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正	○外国人に対する防災・気象情報の多言語化	風) P76 第4章第7節第4 外国人に対する対策
	○行政・NPO・ボランティア等の三者連携による情報共有会議の整備・強化	風) P57 第4章第4節第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備
	○中小企業等における防災・減災対策の普及促進	風) P104 第4章第19節第2 2 事業者

※町地域防災計画に関連のある項目を記載

※地震・津波対策編は、風水害等対策編を基本的に準用のため、特に記載のある項目のみ反映箇所を示している

出典：防災基本計画修正（令和元年5月）の概要をもとに作成

表9 防災基本計画（令和2年5月）の主な改定内容

項目	改定内容	町計画への反映箇所
①主に令和元年東日本台風に係る検証を踏まえた修正	○災害リスクととるべき行動の理解促進 ・ハザードマップ等の配布・回覧時に居住地域の災害リスクやとるべき行動等を周知 ・避難に関する情報の意味（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がない等）の理解促進	風) P66 第4章第6節第5 2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知
	○河川・気象情報の提供の充実 ・災害危険度が高まる地域等、早期警戒を呼び掛ける情報をわかりやすく提供	風) P122 第5章第4節第3 避難指示等の周知
	○災害廃棄物処理体制の整備	風) P57 第4章第4節第3

項目	改定内容	町計画への反映箇所
	・国、自治体、ボランティア等関係者の役割分担等を整理したマニュアルの作成、周知	災害時におけるボランティア活動の環境整備
②主に令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた修正	○長期停電・通信障害への対応強化 ・事業者における停電、通信障害発生時の被害状況把握、被災者への情報提供の体制整備 ・病院等重要施設の非常用電源確保の推進 ・重要施設の非常用電源設置状況等のリスト化等、電源車等の配備調整の円滑化 ・通信障害の状況等の関係機関への迅速な共有	風) P77 第4章第8節第2町、道及び防災関係機関3 風) P251 第6章第7節 大規模停電災害対策計画
	○被災者への物資支援の充実 ・物資調達・輸送調整等支援システムを活用した効率的な物資支援の推進	風) P54 第4章第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画
③その他最近の施策の進捗等を踏まえた修正	○避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施	風) P61 第4章第6節第1避難誘導體制の構築 5
	○事業者による危険物流出事故の防止対策の推進	風) P219 第6章第1節Ⅱ流出油等対策計画

※町地域防災計画に関連のある項目を記載

※地震・津波対策編は、風水害等対策編を基本的に準用のため、特に記載のある項目のみ反映箇所を示している

出典：防災基本計画修正（令和2年5月）の概要をもとに作成

表 10 防災基本計画（令和3年5月）の主な改定内容

項目	改定内容	町計画への反映箇所
①災害対策基本法の改正を踏まえた修正	○個別避難計画の作成 ・避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化	風) P71 第4章第7節 1(2) 個別避難計画の作成
	○避難勧告・避難指示の一本化等 ・避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し	風) P122 第5章第4節第3 避難指示等の周知
	○広域避難に関する事項 ・災害が発生するおそれがある段階での広域避難の実施のための自治体間の協議 ・他の自治体との応援協定や、運送事業者等との協定の締結 ・大規模広域災害時に円滑な避難が可能となるよう、実践型の防災訓練の実施	風) P132 第5章第4節第13 広域避難
②新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正	○避難所における感染症対策 ・避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等	風) P130 第5章第4節第10 指定避難所の運営管理等 5
	○避難所開設・運営訓練の実施 ・感染症対策に配慮した避難所開設 ・運営訓練の積極的な実施	風) P129 第5章第4節第9 指定避難所の開設 6
	○パーティション等の備蓄の促進 ・マスク、消毒液に加え、パーティション等の感染症対策に必要な物資の備蓄の促進	風) P54 第4章第3節第1 食料その他の物資の確保 1
	○被災自治体への応援職員等の感染症対策 ・応援職員等の健康管理やマスク着用等の徹底 ・応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保	風) P56 第4章第4節第1 基本的な考え方
③その他最近の施策の進展等を踏まえた修正	○災害対応業務のデジタル化の推進	風) P77 第4章第8節第1 防災会議構成機関 3
	○福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保	風) P73 第4章第7節第2 1(4) 福祉避難所の指定
	○今冬の大雪による大規模な車両滞留を踏まえた対応	風) P101 第4章第17節第

項目	改定内容	町計画への反映箇所
		4 3 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等
	○事前防災の取組や複合災害への対応の推進	風) P103 第4章第18節 複合災害に関する計画
	○防災ボランティアと自治体・住民・NPO等との連携・協働の促進	風) P57 第4章第4節第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備
	○正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進	風) P10 第1章第7節第1 住民の責務
	○それぞれの被災者に適した支援制度を活用した生活再建	風) P254 第7章 災害復旧・被災者援護計画
	○女性の視点を踏まえた防災対策の推進	風) P3 第1章第3節 計画推進に当たっての基本となる事項 4

※町地域防災計画に関連のある項目を記載

※地震・津波対策編は、風水害等対策編を基本的に準用のため、特に記載のある項目のみ反映箇所を示している

出典：防災基本計画修正（令和3年5月）の概要をもとに作成

表 11 防災基本計画（令和4年6月）の主な改定内容

項目	改定内容	町計画への反映箇所
(1) 令和3年度に発生した災害を踏まえた修正	①令和3年7月1日からの大雨 ○安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化	風) P119 第5章第3節第3 安否不明者の情報収集
	○適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令 ・学校における消防団員等が参画した防災教育の推進 ・避難情報の発令に関する気象防災アドバイザー等による助言	風) P121 第5章第4節第2 2 助言
(2) 関連する法令の改正を踏まえた修正	①津波対策の推進に関する法律の改正 ○津波対策の推進 ・地域の特性に応じた避難施設等の整備の推進	地) P24 第2章第10節津波災害予防計画
(3) その他最近の施策の進展等を踏まえた修正	○避難所における食物アレルギーへの配慮	風) P131 第5章第4節第10 指定避難所の運営管理等 14
	○一般送配電事業者等における無電柱化の促進	地) P14 第2章第2節第1 地震に強いまちづくり 2

※町地域防災計画に関連のある項目を記載

※地震・津波対策編は、風水害等対策編を基本的に準用のため、特に記載のある項目のみ反映箇所を示している

出典：防災基本計画修正（令和4年6月）の概要をもとに作成

表 12 防災基本計画（令和5年6月）の主な改定内容

項目	改定内容	町計画への反映箇所
①最近の施策の進展等を踏まえた修正	○多様な主体と連携した被災者支援 ・災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化 ・災害ケースマネジメント（※2）などの被災者支援の仕組みの整備 ※1 NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織 ※2 一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者	風) P61 第4章第6節第1 避難誘導體制の構築 9 風) P206 第5章第31節第5 ボランティア活動方針

項目	改定内容	町計画への反映箇所
	が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組	
	○国民への情報伝達 ・長周期地震動階級に係る情報の解説・伝達 ・障害者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進	地) P18 第2章3節第1 防災知識の普及・啓発 2 風) P74 第4章7節第2 3 要配慮者に対する避難誘導体制
	○デジタル技術の活用 ・被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用	風) P68 第4章7節第2 1 町の対策
②日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る基本計画の変更を踏まえた修正	○北海道・三陸沖後発地震注意情報の解説・伝達	地) P86 第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

※町地域防災計画に関連のある項目を記載

※地震・津波対策編は、風水害等対策編を基本的に準用のため、特に記載のある項目のみ反映箇所を示している

出典：防災基本計画修正（令和5年5月）の概要をもとに作成

② 令和5年1月北海道地域防災計画修正概要

表 13 北海道地域防災計画（令和5年1月）修正概要

編	章	修正内容	町計画への反映箇所
(1) 本編	第3章 防災組織	○気象庁が公表するキキクル（災害危険度の予測情報）の改善に伴う修正（第2節） ・うす紫（警戒レベル4「非常に危険」）と紫の統合 ・黒（警戒レベル5「災害切迫」）の新設	風）P41 第3章第2節第2 3 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等
	第4章 災害予防計画	○関係機関と連携し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成に努める旨を記載	風）P48 第4章 冒頭
		○令和4年2月の札幌圏を中心とした大雪に係る対応の検証結果等を踏まえ、北海道雪害対策連絡部構成機関と協議し、令和4年11月1日に改正した「北海道雪害対策実施要綱」を反映	風）P89 第4章第13節 雪害予防計画 ※町に関連の記載のみ反映
	第5章 災害応急対策計画	○災害時の氏名等の公表に係る取扱いを記載	風）P119 第5章第3節 第3 安否不明者の情報収集
		○市町村における避難指示等の発令に当たり、必要に応じ、気象防災アドバイザー等による助言等を活用して適切に判断を行う旨を記載	風）P121 第5章第4節 第2 2 助言
		○国・道・市町村の間で避難所の開設状況の共有に努める旨を記載（第4節）	風）P129 第5章4節 第9 指定避難所の開設 8
(2) 地震・津波防災計画編	○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更を踏まえた修正	地）P86 第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	

※町地域防災計画に関連のある項目を記載

※地震・津波対策編は、風水害等対策編を基本的に準用のため、特に記載のある項目のみ反映箇所を示している

出典：北海道地域防災計画（令和5年1月） 修正概要をもとに作成

③ 全面改定にあたり、道計画から町計画へ新たに追加した主な事項

- ・本改定は、平成 26 年度以来の改定であることから最新の北海道地域防災計画に合わせ記載内容の全面改定を行った。
- ・改定にあたり、北海道地域防災計画より新たに追加した主な項目を表 14 に示した。

表 14 道計画からの主な追加項目

編	頁	章節	項目
風水害等 対策編	57	第 4 章第 4 節	第 3 災害時におけるボランティア活動の環境整備
	118	第 5 章第 3 節	第 2 安否情報の提供
	119		第 3 安否不明者の情報収集
	127	第 5 章第 4 節	第 5 避難行動要支援者の避難行動支援
	128		第 7 被災者の受入れ及び生活環境の整備
	132		第 13 広域避難
	201	第 5 章第 28 節	第 3 同行避難
	251	第 6 章第 7 節	大規模停電災害対策計画
	256	第 7 章第 2 節	第 1 罹災証明書の交付
	256		第 2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

※地震・津波対策編は、風水害等対策編を基本的に準用

④ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画に関する修正

- ・令和 4 年 9 月に内閣府の「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」が改定、令和 4 年 12 月より「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の運用が開始された。また、内閣府により自治体向けに「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例」が示されている。
- ・国の動きを受け、北海道地域防災計画においても「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」の改定を行っている。
- ・町地域防災計画においても「第 5 章日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策推進計画」の内容について、国、道の改定内容をもとに修正を行った。

I) 内閣府「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」主な改定内容

- ・令和 4 年 9 月改定の内閣府「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」では、後発地震に関する情報の発信等、自治体津波避難対策緊急事業計画に関する内容が追加された。

表 15 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策推進計画 修正項目

項目	内容
①後発地震に関する情報の発信等	○後発地震に関する情報の発信とその対応について、新たに記載 ・後発地震発生の可能性が高まった場合、後発地震への注意を促す情報を気象庁が発信 →社会全体として、後発地震に対して注意する措置（迅速に避難するための備え等）を、1 週間実施
②各種計画の作成方針等	○以下の計画の作成方針等を新たに記載 ・自治体の津波避難対策に関する内容を追加【緊急事業計画】

※町地域防災計画に関連のある項目を記載

II) 町地域防災計画における主な改定内容

- ・表 16 へ国、道の計画をもとにした主な修正項目を示した。
- ・国の作成例に基づき、全体的な改定を行うとともに「第 9 節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項」、「第 10 節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項」の追加を行った。
- ・また、町においては「津波避難対策緊急事業計画」の作成を進めていることから、検討中の事業についても第 10 節に位置づけた。

表 16 第 5 章日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策推進計画 修正項目

現行計画（平成 26 年 3 月）	修正案（令和 6 年 3 月）
第 1 節 総則	第 1 節 総則
第 1 推進計画の目的	第 1 推進計画の目的
第 2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	第 2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱
第 3 節 地震発生時の応急対策等	第 2 節 関係者との連携協力の確保に関する事項
第 2 資機材、人員等の配備手配	第 1 資機材、人員等の配備手配
第 3 機関に対する応援要請	第 2 他機関に対する応援要請
第 1 地震発生時の応急対策	第 3 節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
	第 1 津波からの防護
	第 2 津波に関する情報の伝達等
	第 3 地域住民等の避難行動等
	第 4 避難場所及び避難所の運営・安全確保
	第 5 意識の普及・啓発
	第 6 日高東部消防組合等の活動
	第 7 水道、電気、ガス、通信、放送関係
	第 8 交通
	第 9 町自らが管理等を行う施設に関する対策
	第 10 迅速な救助
第 4 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	第 5 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項
第 1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	第 1 整備方針
第 2 建築物、構造物等の耐震化の推進	第 2 整備すべき施設
第 5 節 防災訓練計画	第 6 節 防災訓練計画
第 6 節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	第 7 節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項
第 1 職員に対する教育	第 1 町職員等に対する教育
第 2 住民等に対する教育・広報	第 2 地域住民等に対する教育・広報
第 3 児童・生徒等に対する教育・広報	第 3 児童、生徒に対する教育
第 4 防災上重要な施設の管理者に対する教育・広報	第 4 防災上重要な施設の管理者に対する教育・広報
第 5 自動車運転者に対する教育・広報	第 5 自動車運転者に対する教育・広報
第 6 相談窓口の設置等	第 6 相談窓口の設置
第 7 節 地域防災力の向上に関する計画	第 8 節 地域防災力の向上に関する計画
第 1 住民の防災対策	第 1 住民の防災対策
第 2 自主防災組織の育成等	第 2 自主防災組織の育成等
第 3 事業所等の防災対策	第 3 事業所等の防災対策
	第 9 節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項
	第 1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、町の災害に関する組織等の設置等
	第 2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

現行計画（平成 26 年 3 月）	修正案（令和 6 年 3 月）
	第 3 災害応急対策をとるべき期間等
	第 4 町のとるべき措置
	第 10 節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項
第 2 節 災害対策本部の設置等	

※太字…新規追加項目、網掛け…削除項目

（3）庁内・庁外照会による主な修正

- ・ 庁内・庁外照会を令和 5 年 7 月 25 日から 8 月 16 日の期間で実施した。
- ・ 照会結果による主な修正事項を示す。

① 庁内意見による主な修正

表 17 庁内照会結果による主な修正事項

No	指摘箇所	指摘内容	修正内容
1	風) P29 第 3 章第 1 節第 4 1 非常配備体制	・ 現状の体制に合わせた町の災害時 配備体制の見直し	・ えりも町では現在、第 1 非常配備 の前段階として気象情報等の収 集を行う体制をとっているた め、現状に合わせた表の見直し を実施
2	風) P71 第 4 章第 7 節第 2 1 (2) 個別避難計画の 作成	・ 災害対策基本法の改正に基づく、 個別避難計画作成に対する町の方 針の反映	・ えりも町における個別避難計画 の作成対象、作成方針等につ いて掲載
3	風) P87-88 第 4 章 12 節第 1 予防対策、第 3 分 野別対応策の検討	・ えりも町は水産業が中心の町のため、 水産官益の項目を追加する。	・ 水産業における風害対策に関す る記載を追加
4	風) P88 第 4 章 12 節第 2 2 台風などの強風への 備え	・ 竜巻が主の内容となっているが、 本町においては風害の被害が大き く対策が必要のため、風害の内容 を追加する。	・ 「台風などの強風への備え」とし て強風発生時の住民の備えにつ いて記載を追加
5	風) P131 第 5 章第 4 節第 11 家庭動物対策	・ 災害時の避難所における、家庭動 物対策に関する内容を追加したほ うがよい。	・ 環境省の指針をもとに、町の対 応方針、飼主に求める対応を追 加
6	地) P39 第 3 章第 1 節組織 計画	・ 現在、地震・津波対策編の組織体 制は「風水害等対策編を準用」と なっているが、地震・津波対策編 においても具体的な記述を行った ほうがよい。	・ 「準用」とせず、具体的な体制を 記載

② 庁外意見による主な修正

表 18 庁外照会結果による主な修正事項

No	指摘箇所	指摘内容	修正内容
1	全体	・ 「第一管区海上保安本部室蘭海上保安 部浦河海上保安署」の機関名を、「浦 河海上保安署」に統一する。	・ 指示の通り統一
2	風) P44 第 3 章第 2 節 第 3 6 土砂災害警戒情 報	・ 令和 5 年 6 月 8 日土砂災害警戒情報基 準変更に伴い伝達系統変更のため、 最新の内容に修正する。	・ 指摘もとに最新の内容に修正
3	地) P64 第 3 章第 2 節第 4 津波警報等の伝達	・ 津波警報等の伝達系統に変更がある ため、最新の内容に修正する。	・ 指摘もとに最新の内容に修正